

# 神戸市立定時制高等学校生徒資格検定試験奨励金給付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、神戸市立高等学校定時制課程在籍生徒に対する資格検定試験奨励金（以下「奨励金」という。）の給付について必要な事項を定める。

## (受給資格)

第2条 奨励金の給付を受けることのできる者は、神戸市立高等学校定時制課程に在籍し、別表の資格検定試験に最終合格した者とする。ただし、別表の資格検定試験について、「実施機関」が異なる場合であっても同一級における奨励金の給付は、1回を限度とする。

2 前項の規定に関わらず、別表の「資格検定試験の種類」欄中「電気工事士試験」について、第一次試験のみ合格した者も奨励金の給付を受けることができる。ただし、この場合における奨励金の給付は、第一次試験に合格した初年度の1回を限度とする。

## (奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、当該資格検定試験の検定料相当額とする。ただし、前条第2項の規定による奨励金の額は、当該資格検定試験の検定料の半額とする。

## (申請)

第4条 学校長は、第2条に規定する者の申し出により、「資格検定試験奨励金給付申請書」（別紙様式1）を市長に提出する。

2 学校長は、前項に定める申請書の提出にあたっては、資格検定試験の合格を証するものの写し及び検定料を確認できる文書を添付しなければならない。

## (決定及び通知)

第5条 市長は、前条に定める書面に基づき奨励金の給付を決定し、「資格検定試験奨励金給付通知書」（別紙様式2）により学校長に通知する。

## (施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、昭和56年11月16日から施行し、昭和56年4月1日以降に実施された資格検定試験から適用する。

### 附 則（昭和57年2月19日決裁）

この要綱は、昭和57年2月19日から施行し、昭和56年4月1日以降に実施された資格検定試験から適用する。

### 附 則（昭和58年9月5日決裁）

この要綱は、昭和58年9月5日から施行し、昭和58年4月1日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（昭和 61 年 3 月 24 日決裁）

この要綱は、昭和 61 年 3 月 24 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（昭和 63 年 2 月 5 日決裁）

この要綱は、昭和 63 年 2 月 5 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成元年 9 月 5 日決裁）

この要綱は、平成元年 9 月 5 日から施行し、平成元年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成 3 年 7 月 12 日決裁）

この要綱は、平成 3 年 7 月 12 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成 19 年 8 月 14 日決裁）

この要綱は、平成 19 年 8 月 14 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成 24 年 11 月 12 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 11 月 12 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日以降に申請されたものから適用する。

附 則（平成 26 年 8 月 27 日決裁）

この要綱は、平成 26 年 8 月 27 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 7 日決裁）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成 28 年 7 月 14 日決裁）

この要綱は、平成 28 年 7 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 15 日決裁）

この要綱は、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施された資格検定試験から適用する。

## 別 表

資格検定試験の種類	実 施 機 関
簿記検定（1級～3級に限る）	商工会議所
簿記実務検定（1級～3級に限る）	公益財団法人全国商業高等学校協会
簿記能力検定（1級～3級に限る）	公益社団法人全国経理教育協会
実用英語技能検定（1級～3級に限る）	公益財団法人日本英語検定協会
溶接技能者評価試験	一般社団法人日本溶接協会
ボイラー技士資格検定（特級・一級・二級）	公益財団法人安全衛生技術試験協会
電気主任技術者試験	一般財団法人電気技術者試験センター
電気工事士試験（第1種・第2種）	一般財団法人電気技術者試験センター
危険物取扱者試験（甲種・乙種・丙種）	一般財団法人消防試験研究センター
情報処理検定試験（表計算・データベース） （1級～3級）	日本情報処理検定協会
ラジオ・音響技能検定（1級～4級）	公益財団法人国際文化カレッジ
情報技術検定（1級～3級）	公益社団法人全国工業高等学校長協会
計算技術検定（1級～4級）	公益社団法人全国工業高等学校長協会
アマチュア無線技士（1級～4級）	公益財団法人日本無線協会
日商PC検定試験（1級～3級）	商工会議所
ビジネス文書実務検定試験	公益財団法人全国商業高等学校協会
日本語ワープロ検定試験	日本情報処理検定協会
初級CAD検定	公益社団法人全国工業高等学校長協会
電気工事施工管理技術検定	一般財団法人建設業振興基金
日本漢字能力検定（1～3級）	公益財団法人日本漢字能力検定協会
文書デザイン検定（1～3級）	日本情報処理検定協会
珠算・電卓実務検定試験（1～3級）	公益財団法人全国商業高等学校協会
電卓技能検定試験（1～3級）	一般財団法人日本電卓技能検定協会
プレゼンテーション作成検定（1～3級）	日本情報処理検定協会
製図検定（基礎・機械）	公益社団法人全国工業高等学校長協会
パソコン利用技術検定	公益社団法人全国工業高等学校長協会
ホームページ作成検定（1～3級）	日本情報処理検定協会
情報処理検定（1～3級）	公益財団法人全国商業高等学校協会